

「ペンギン写真の著作物」著作権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成30(ワ)32055・令和1年5月31日（民40部）判決〈請求認容〉

### 【キーワード】

写真の画像データの無断改変，オンライン・カラオケサービス，複製権・自動公衆送信権，著作者人格権

### 【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，71万2226円及びこれに対する平成28年2月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し，その3を原告の負担とし，その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は，第1項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

1 本件は，原告Xが，被告Yは，原告の著作物である別紙写真目録記載の写真（以下「本件写真」という。）の画像データを無断で改変の上，2度にわたりオンライン・カラオケサービスのアカウントのプロフィール画像に設定して原告の著作権（複製権及び自動公衆送信権）並びに著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害して原告に損害を与えたなどと主張して，被告に対し，民法709条，著作権法114条3項に基づき，損害賠償金168万9848円及びうち84万4924円に対する第1の不法行為の日である平成28年1月7日から，うち84万4924円に対する第2の不法行為の日である同年2月18日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定することができる事実。なお，本判決を通じ，証拠を摘示する場合には，特に断らない限り，枝番を含むものとする。）

(1) 原告は写真撮影等を業としており，2羽のペンギンが前後（画面上は左右）に並んで歩いている様子を撮影した本件写真の撮影者である。原告は，本件写真の画像データファイル（（省略））。以下「原告画像」という。甲46）を，そのインターネット上のウェブサイト「（省略）」（以下「原告ウェブサイト」という。）のウェブページ「（省略）」（以下「原告ウェブページ」という）

URLはhttp://（省略），画像ファイルのURLはhttp://（省略）に掲載している。原告画像の左下には「（省略）」という表示が，右下には手書き文字の「（省略）」という表示がされている（以下，これらの表示を併せて「原告氏名表示」という。）。（甲40～48）

(2) 被告は、米国法人であるSmulle, Inc. (以下「Smulle社」という。)が提供するオンライン・カラオケサービス(以下「本件サービス」という。URLはhttps://(省略))において、アカウント「(省略)」(以下「被告アカウント」といい、そのウェブページ(URLはhttps://(省略))を「被告アカウントページ」という。)を開設し、本件サービスを利用している。

(3) 原告は、原告訴訟代理人(以下「原告代理人」という。)に委任して、平成29年5月19日頃、東京地方裁判所に対し、Smulle社を相手方(開示関係役務提供者)として、被告アカウントページに表示されるペンギン1羽が撮影された被告のプロフィール画像(以下「被告プロフィール画像」という。)や別紙画像目録記載1~8の画像(以下、それぞれを符号に従い「被告画像1」などといい、これらを総称して「被告各画像」という。甲4~11)に関し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)4条1項に基づく発信者情報の開示を求める仮処分申立て(同裁判所平成29年(ヨ)第22044号仮処分命令申立事件。以下「本件仮処分申立て」という。)をした。

同裁判所は、同年7月5日、Smulle社に対し、上記画像等に関する情報が送信された際のIPアドレスや、使用アカウントにログインした際のIPアドレス・ポート番号のうち、本決定が被告に送達された日の正午時点(日本標準時)で最も新しいもの等の発信者情報の開示を命ずる仮処分決定(以下「本件仮処分決定」という。)をし、同決定は同年9月22日にSmulle社に送達された。(甲25, 28, 29)

### 3 争点

- (1) 被告が原告の著作権及び著作者人格権を侵害したか(争点1)
- (2) 原告の損害額(争点2)

## 【判 断】

### 1 認定事実

前記前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 原告は、平成16年3月14日、A施設において、アナログ・フィルム一眼レフカメラを用いて、ISO感度、絞り値、シャッター速度、ピント合わせ、ズーム(フレーム構図)などを全て手動で設定し、シャッターチャンスをうかがって本件写真を撮影し、その後、これを現像した上で電子データ化し、原告画像の左右下部に原告氏名表示を施すなどの加工をして、原告ウェブページに蔵置した。これにより、「ペンギン」で画像検索をすると、原告画像(複製されたものも含む。以下も同じ。)が表示されるようになった。(甲40~48)

(2) 被告は、平成28年1月7日頃、インターネットで「ペンギン」の画像

検索を行ったところ原告画像が表示されたため、これをインターネット上のウェブサイトからダウンロードし、原告画像の画面上右側のペンギンのみを切り出すトリミング処理をした上で、その画像データを本件サービスの被告アカウントのプロフィール画像として使用するためにアップロードした。被告のこの行為（侵害行為1）により、被告画像1～4が、Smule社が使用する米国のサーバにそれぞれ蔵置され（URLは別紙画像目録に各記載のとおり。）、右のと通りの被告プロフィール画像（以下「被告プロフィール画像1」という。）が、被告アカウントページや、被告が歌唱した曲のページやコメントをしたページなどに表示されるようになり、公衆からの求めに応じて自動的に送信される状態となった。（「被告プロフィール画像1」省略）

なお、本件サービスの各画面上において、被告の氏名、住所及びメールアドレス等は表示されない。（甲8～11, 16～19, 35, 49, 51, 52）

(3) 原告は、平成28年2月6日頃から、Smule社に対し、被告アカウントが使用する被告画像1等を削除するよう求めた。これを受け、同社は、同月13日頃、画像と被告アカウントとのインラインリンクを切断する措置を講じたため、前記の被告プロフィール画像1は表示されなくなった。しかし、同社は、原告に対し、サーバから完全に削除するまでには時間はかかると回答し、被告画像1～4は、それぞれのURLに紐付けられた状態で同社のサーバに蔵置された状態が継続した。（甲50）

(4) 被告は、平成28年2月18日頃、原告画像の画面上左側のペンギンのみを切り出すトリミング処理をした上で、その画像データを本件サービスの被告アカウントのプロフィール画像として使用するためにアップロードした。被告のこの行為（侵害行為2）により、被告画像5～8が、Smule社が使用する米国のサーバにそれぞれ蔵置され（URLは別紙画像目録に各記載のとおり。）、右のと通りの被告プロフィール画像（以下「被告プロフィール画像2」という。）が表示されるようになり、公衆からの求めに応じて自動的に送信される状態となった。（甲4～7, 12～15, 20, 21, 33, 49, 51, 53）

（「被告プロフィール画像2」省略）

(5) 前記第2の2(3)記載のとおり、原告は、平成29年7月5日、東京地方裁判所からSmule社に対する本件仮処分決定を得たところ、原告は、原告代理人に委任して、同月19日頃、東京地方裁判所に本件仮処分決定に基づく間接強制の申立て（以下「本件間接強制申立て」という。）をした。（甲30）

(6) Smule社は、本件間接強制申立書の送達を受けて、平成30年5月8日頃、本件仮処分決定に係る発信者情報は保有していないから同申立ての却下を求めるが、新たな発信者情報開示請求には真摯に対応する旨の答弁書を提出し、原告代理人の請求に応じて、同月17日、被告アカウントの電子メールアドレス（省略）と、被告アカウントにログインした際のIPアドレスのうち、同月9日正午時点（日本標準時）で最も新しいもの及びそのログイン情

報が送信された日時を開示した。これを受けて、原告代理人は、本件仮処分申立て及び本件間接強制申立てをいずれも取り下げた。(甲23, 25)

(7) 原告は、原告代理人に委任して、平成30年6月1日頃、前記(6)で開示された発信者情報に基づき、ISPであるKDDIに対し、発信者情報の開示を請求したところ、同社は、同月25日頃、原告代理人に対し、被告の氏名、住所及び電子メールアドレス(省略)を開示した。(甲24, 31)

(8) 原告は、原告代理人に委任して、平成30年7月6日、被告に対し、被告アカウントで被告各画像をアップロードしたことなどによる著作権侵害及び著作者人格権侵害に基づく損害賠償を請求する旨の本件通知書を内容証明郵便で送付したが、被告はこれに応答しなかった。(甲26)

(9) Smile社は、原告代理人の要請に基づき、平成30年8月23日までに被告各画像のファイルをそのURLから削除した。

(10) 原告代理人は、平成30年8月23日、被告に対し、金銭賠償について協議を進めたい旨のメールを送信したところ、被告は、同年9月2日、原告代理人に対し、被告が原告に5万円を支払うことによる示談の申し入れをしたが、原告は承服せず、同年10月11日、本訴を提起した。(甲23)

## 2 争点1(被告が原告の著作権及び著作者人格権を侵害したか)について

(1) 前記認定事実1(1)のとおり、本件写真は、写真家である原告が、2羽のペンギンが行進している様子を、構図、陰影、画角及び焦点位置等に工夫を凝らし、シャッターチャンスをついて撮影したものであるから、創作性があり、原告を著作者とする写真の著作物であると認められる。

また、前記認定事実1(2)~(4)のとおり、被告は、平成28年1月7日頃、原告に無断で、原告が本件写真を画像データ化した原告画像をインターネットのウェブサイトからダウンロードし、同日頃には原告画像の画面上右側のペンギンのみを切り出すトリミング処理をし、同年2月18日頃には原告画像の画面上左側のペンギンのみを切り出すトリミング処理をして、それぞれ原告画像に存在した原告氏名表示を削除した上で、それらの画像データを本件サービスの被告アカウントのプロフィール画像として使用するためにアップロードする各侵害行為を行ってSmile社が使用する米国のサーバに複製し、送信可能化したと認められるのであるから、それぞれ、原告の本件写真に係る複製権及び公衆送信権を侵害するとともに、原告の氏名表示権及び同一性保持権を侵害したものと認められる。

そして、被告は、インターネット上に存在していた原告画像が自由に利用し得るものであるか否かの確認をせずにこれを利用したのであるから、上記著作権及び著作者人格権侵害につき、少なくとも過失がある。

なお、被告の各侵害行為は、本件サービスの被告プロフィール画像に用いるという同一の目的に基づく時期的に近接した行為であり、いずれも本件写真という1個の著作物に係る著作権及び著作者人格権を侵害するものであることからすると、各侵害行為を一連の不法行為と捉えるのが相当である。

## (2) 被告の主張について

ア 被告は、ペンギンの画像を被告プロフィール画像としてアップロードしたのは1回のみであるし、その画像は原告画像とは異なると主張する。

しかし、被告プロフィール画像1と2とを対比すれば、両画像が別のペンギンの画像であることは明らかであり、また、原告画像と被告プロフィール画像1及び2を対比すれば、後者の各画像が前者の一部であることは明らかであるから、ペンギンの画像を被告プロフィール画像としてアップロードしたのは1回のみであるとの被告主張は採用し得ない。

イ 被告は、被告プロフィール画像に用いた画像は既に加工作された状態でインターネット上に存在していたのであって、被告が原告画像のトリミングをしておらず、原告画像に依拠して複製を行ったものではないと主張する。

しかし、被告が被告プロフィール画像をアップロードするより前に原告画像を加工した画像がインターネット上に存在していたと認めるに足りる証拠はなく、被告プロフィール画像1及び2に写っているのが原告画像に写った左右それぞれのペンギンであることに照らすと、被告は、原告画像をダウンロードした上で、加工をしたと考えるのが合理的かつ自然である。

ウ 被告は、被告プロフィール画像が小さく表示され、画質も粗い上、被告プロフィール画像のペンギンは1羽にすぎないのであるから、本件写真の表現上の本質的特徴を感得することができず、また、被告の各侵害行為は複製に当たらないと主張をする。

しかし、著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうところ（最高裁昭和50年（オ）第324号同53年9月7日第一小法廷判決・民集32巻6号1145頁参照）、前記のとおり被告プロフィール画像1及び2は原告画像の加工物であるから本件写真に依拠したものであり、また、被告プロフィール画像1は原告画像の画面上右側のペンギンをその背景とともに切り抜いたものと同一であり、被告プロフィール画像2は同じく左側のペンギンをその背景とともに切り抜いたものと同一であることからすると、被告プロフィール画像1及び2は原告画像の内容及び形式を覚知させるものであるということができ、加工後の同プロフィール各画像が原告画像の一部であることや画像の精度、大きさなどは、被告の各侵害行為が本件写真の複製に当たるとの判断を左右しないというべきである。

エ 被告は、Smule社がインラインリンクの切断措置をした後はURLを直接入力しなければ被告画像1～4を閲覧できない状態となつたのであり、不特定又は多数人がこれらに係るURLを入手することは容易でなく、被告もこれを拡散する行為を行っていないから、同措置後は公衆送信権の侵害は解消された旨の主張をする。

しかし、同措置後も少なくともURLを直接入力しさえすれば、自動公衆送信が行われて誰でも被告画像1～4を閲覧し得る状態が継続していたので

あるから、同措置後にも公衆送信権の侵害状態は継続していたものというべきである。

- (3) したがって、被告による各侵害行為は、原告の著作物に係る著作権及び著作者人格権を侵害するものであって、被告は同各行為により原告が被った損害賠償を賠償する責任を負う。

### 3 争点2（原告の損害額）について

#### (1) 利用料相当損害金について

ア 原告は、原告ウェブサイト上に原告料金表を掲示しているところ、同料金表（甲2，3）によれば、「エディトリアル（ドキュメンタリー使用）」における用途が「インターネット（和文頁のみ）」の場合、6か月～12か月の使用料は5万円（消費税別）とされ、更に無断使用の場合は使用料金の5倍以上、海外向け用途の場合は5割増しの料金を請求し得る旨の記載も存在することが認められる。

しかし、同料金表は、原告がインターネット上で独自に設定しているものであり、原告料金表に基づいて使用料が支払われた実例として挙げられているのは、東京書籍株式会社の紙媒体及びデジタル教科書に対する2件の使用許諾例にすぎず、これらの事例においても、必ずしも、原告料金表に厳格に従った契約がされているものではない（甲54～60）。そして、原告が同料金表に基づいて他に使用許諾をしたことを客観的に示す証拠は提出されておらず、SNS等のプロフィール画像に用いるために利用を許諾した例も存在しない（弁論の全趣旨）。

また、他の業者の例として、例えば、シグネチュアの料金表（甲37）の場合、「ホームページ（トップページ）」での利用の場合は6か月未満が3万5000円～4万円、1年以内が5万円～7万円、「ホームページ（リンクページ）」での利用の場合は6か月未満が3万円～3万5000円、1年以内が4万円～6万円とされているが（甲37）、実際に当該料金表に基づいた使用許諾がされていることを示す証拠はない。

以上によれば、原告料金表で設定された料金については、各侵害行為による使用料相当額を算定する上において参酌されるべきではあるものの、上記のように実際の契約例が少ないことを考慮すると、これを形式的に適用することはできず、本件に現れた諸事情を総合して使用料相当額を定めることが相当である。

イ 本件において、被告による原告画像の利用目的は、被告プロフィール画像に設定することによって営利目的ではなく、その利用態様、期間等は前記認定事実1(2)～(4)及び(9)のとおりであって、被告画像1～4は平成28年1月7日頃から平成30年8月23日頃までの2年7か月余、被告画像5～8は平成28年2月18日頃から平成30年8月23日頃までの2年6か月余の間、Smule社のサーバに蔵置されていたものの、被告プロフィール画像1が表示されていたのは平成28年1月7日頃から同年2月13日頃ま

での1か月余に限られており、同月18日頃からは被告プロフィール画像2のみが表示されるようになったものである。そして、平成28年2月13日頃のインラインリンクの切断措置後に実際に被告画像1～4へのアクセスがあったことを裏付ける証拠はない。

ウ また、被告プロフィール画像が表示される被告アカウントページには、被告の自己紹介文として、原告が主張するように、「アニオタ寄りのJオタ声優オタ」、「特にカルナイの嶺二くん推しで前野さん愚民」、「二次元、三次元のアイドルに振り回されて今を生きるBBA」等の記載が表示されていたが(甲20, 52, 53)、これは、専ら被告の個人的な嗜好を表明したものであって、プロフィール画像として本件写真の一部からなる1羽のペンギンの画像が同時に表示されていたからといって、このことにより原告の職業写真家としてのブランド価値が毀損されたとは認め難い。

エ 他方で、原告も指摘しているとおり、本件においては、①被告は、原告に無断で原告画像の2羽のペンギンを1羽にトリミングし、原告氏名表示を外しており、その改変の程度は大きいこと、②被告は被告各画像を管理支配が困難な外国法人が管理する海外サーバにアップロードしていること、③被告プロフィール画像は、被告アカウントページのみならず、被告が歌唱した曲のページやコメントをしたページなどにも表示されたことなどの事情が認められる。

オ 以上のとおり、原告料金表上で設定された料金に加え、被告各画像の使用目的、使用による原告のブランド価値への影響の有無、原告画像の改変の程度、被告各画像のアップロード先などの事情を総合すると、本件の各侵害行為による原告画像の利用料相当額は1年当たり5万円と認めることが相当である。そして、被告による各侵害行為が一連かつ一個の不法行為であると解されることに照らすと、本件における利用料相当損害金は、本件写真に関する利用料相当額に利用期間を乗じて算定するのが相当である。

そうすると、上記判示のとおり、利用料相当額は、1年当たり5万円とし、利用期間は2年7か月余であることから3年として、これに消費税分を付加した16万2000円と認めるのが相当である。

(算式)

$$5 \text{万円} \times 3 \text{年} \times 1.08 = 16 \text{万} 2000 \text{円}$$

## (2) 内容証明郵便費用について

証拠(甲27)によれば、原告が本件通知書を被告に送付するために2226円(郵便料1928円、謄本返送料金1通分298円)を要したことが認められるところ、同額は、被告の各侵害行為と相当因果関係ある損害と認められる。

## (3) 本件仮処分申立費用について

ア 前記認定事実、証拠(甲29)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成29年2月22日、原告代理人に対し、着手金27万円(うち消費税2万

円)を支払う約定で本件仮処分申立てを委任し、その頃同額を支払ったこと、同額は申立書等の英訳費用やSmule社の資格証明書の取得費用も含むものであること、原告代理人は、これに基づき本件仮処分申立手続を進行し、本件仮処分決定がされたことが認められる。

前記前提事実記載の経緯等に鑑みると、被告を特定する情報を知り得なかった原告としては、被告による著作権等の侵害の停止やこれに基づく損害賠償請求をするために本件仮処分申立てをすることが不可欠であり、また、当該事件の難易度及び専門性に照らすと、本件仮処分申立てに係る手続追行を弁護士である原告代理人に委任せざるを得なかったと認められるから、原告が原告代理人に支払った上記弁護士費用は、相当と認められる限り、調査費用として被告の不法行為と相当因果関係のある損害というべきである。

イ 本件仮処分申立ては、米国人を相手方とするプロバイダ責任制限法4条1項に基づく発信者情報開示仮処分であって、証拠(甲63~66)によれば、外国法人の資格証明書を弁護士や行政書士等に依頼して取得する場合には5~6万円程度を要する可能性があること、訴状の場合には英語への翻訳を専門家に依頼すると1字15円程度の費用を要することなどを考慮すると、上記着手金27万円(うち消費税2万円)は相当であり、被告の不法行為と相当因果関係のある損害であると認められる。

#### (4) 保全執行費用について

前記認定事実、証拠(甲30)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成29年7月17日、弁護士報酬10万円(資格証明取得費用及び翻訳費用を含む。消費税別)を支払う約定で、原告代理人に本件間接強制申立てに係る手続を委任して、その頃10万8000円を支払い、原告代理人が同手続を進行したことが認められる。

本件仮処分決定にSmule社が従うか否かは、専ら同社の意思に基づき決定される事柄ではあるものの、保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間以内にしなければならず(民事保全法43条2項)、本件仮処分決定のSmule社への送達に相当程度の期間を要するためにそれに先立って申立てをせざるを得ないことからすると、原告は、被告を特定するために、本件間接強制申立てをすることが必要であり、その手続追行を弁護士である原告代理人に委任することを余儀なくされたものと認められる。同手続の難易度及び専門性に照らすと、上記弁護士報酬の金額は相当であり、調査費用として被告の不法行為と相当因果関係ある損害と認められるものというべきである。

#### (5) ISP(KDDI)に対する発信者情報開示交渉費用について

前記認定事実、証拠(甲31)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成30年5月17日、着手金10万8000円(消費税込み)を支払う約定で、原告代理人にKDDI及びソフトバンクに対する発信者情報開示に係る任意交渉を委任し、原告代理人がこれに基づきKDDIと交渉して同年6月25日頃に



被告の氏名、住所及び電子メールアドレスの開示を受けたことが認められる。

しかし、被告の氏名等の情報を取得するためにはKDDIにその開示を求め  
る必要があったにせよ、原告は、既に被告アカウントにログインした際のIP  
アドレスのうち、同年5月9日正午時点（日本標準時）で最も新しいもの及び  
そのログイン情報が送信された日時の開示を受けていたのであるし、同社は日  
本法人であるから、これに基づく被告の氏名等の情報の開示に係る交渉を弁護  
士に委任して行わざるを得なかったということはできない。

したがって、上記費用が被告の各侵害行為と相当因果関係ある損害とは認め  
られない。

#### (6) 慰謝料について

被告は、原告画像から1羽のペンギンのみをトリミングしてアップロード  
し、被告プロフィール画像1が表示されなくなると、再び同様のアップロード  
をして、原告の氏名表示権及び同一性保持権を侵害したものであって、被告の  
各侵害行為は、原告に精神的苦痛を与えるものであり、当該画像が被告プロフ  
ィール画像として表示されていた期間も、前記のとおり、2年7か月余に及  
ぶ。

他方、被告は、営利目的で原告画像を用いたわけではなく、被告プロフィー  
ル画像を被告アカウントページに掲載することにより、原告のブランドが毀損  
されたとまでは認められないことは、前記判示のとおりである。

その他、本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告による著作者人格権侵  
害に基づく原告の慰謝料額としては、10万円を認めるのが相当である。

#### (7) 弁護士費用について

本件事案の難易、請求額及び認容額等の諸般の事情を考慮すると、被告の不法  
行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金として7万円を認めるのが  
相当である。

#### (8) 遅延損害金について

原告の損害額は合計71万2226円となるところ、被告による不法行為が  
一連一体のものであることに鑑みると、遅延損害金の起算日は、侵害行為2の  
行為日である平成28年2月18日とすることが相当である。

4 以上によれば、原告の請求は、71万2226円及びこれに対する平成2  
8年2月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の  
支払を求める限度で理由があるので、その限度で認容することとし、その余は  
理由がないので棄却することとし、よって主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 原告はプロのカメラマンであり、2羽のペンギンが前後に並んで歩いている  
様子を撮影した本件写真の撮影者であり、著作権者であるところ、被告がネット  
で「ペンギン」の画像を検索したら原告画像に当たったので、これをダウンロード  
し、この中の画面上右側のペンギン部分のみを切り出すトリミング処理をし、

その画像データを本件サービスの被告アカウントのプロフィール画像として使用するために、アップロードしたのである。

2. そこで、裁判所はまず、原告が著作権者であることを認定するために、「本件写真は、写真家である原告が、2羽のペンギンが更新している様子を構図、陰影、画角及び焦点位置等に工夫を凝らし、シャッターチャンスをつまえて撮影したものであるから、創作性があり、原告を著作者とする写真の著作物であると認められる」と認定したのである。

他方、裁判所は、被告の行為について「被告は、平成28年1月7日頃、原告に無断で、原告が本件写真を画像データ化した原告画像をインターネットのウェブサイトからダウンロードし、同日頃には原告画像の画面上右側のペンギンのみを切り出すトリミング処理をして、それぞれ原告画像に存在した原告氏名表示を削除した上で、それらの画像データを本件サービスの被告アカウントのプロフィール画像として使用するためにアップロードする各侵害行為を行ってSmule社が使用する米国のサーバーに複製し、送信可能化したと認められるのであるから、それぞれ、原告の本件写真に係る複製権及び公衆送信権を侵害するとともに、原告の氏名表示権及び同一性保持権を侵害したものと認められる」と認定したのである。

その結果、裁判所は、「被告は、インターネット上に存在していた原告画像が自由に利用し得るものであるか否かの確認をせずにこれを利用したのであるから、上記著作権及び著作者人格権の侵害については少なくとも過失がある。」と判断したのであるが、その侵害行為は、過失ではなく未必の故意と判断してもよい事案である、と筆者は思う。

3. 次に、被告による各侵害行為によって原告が被った損害賠償金について、裁判所はいろいろ検討したところ、実際の契約例は少ないことやこれを形式的に適用することはできないことから、本件に現れた諸事情を総合して使用料相当額を定めることが相当であると判示した上で、71万2226円+と算定したのである。

筆者の考えとしては、判決文を読んだだけでは、損害金額についての裏付け証拠を見ていないから、その説示が妥当であり、算定法もそうなることが妥当といえるのか、よくわからない。いずれにせよ、被告が原告に支払わなければならない損害金は71万円強であるとの判決になったのである。この金額は、被告にとっては支払える妥当な額といえるであろう。

〔牛木 理一〕